

○浅麓環境施設組合職員団体の登録に関する条例

昭和42年3月3日

条例第1号

改正 昭和57年10月1日条例第1号

平成7年3月7日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基き、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 職員団体が、公平委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して提出しなければならない。

- (1) 理事、その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業）
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称（及び当該構成団体が登録を受けていない職員団体である場合にあつてはその規約）

2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約の作成又は変更、役員選挙、その他これらに準ずる行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類
- (2) 当該職員団体の組織が法第53条第4項の規定に適合していることを証明する書類

(登録の通知)

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に登録した旨又はしない旨を申請した職員団体に通知しなければならない。

(規約の変更又は解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて正副2通の届出書を提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出が、規約の変更、役員選挙、その他これらに準ずる重要な行為にかかるときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 第3条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

(登録の効力停止及び取消の通知)

第5条 公平委員会は、法第53条第6項の規定により、職員団体の登録の効力を停止し、

又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

(公平委員会への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、公平委員会で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。